改正 現 行 (前略) (前略) (乗車券類の種類) (乗車券類の種類) 第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。 第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。 (1)乗車券 「片道乗車券 (1)乗車券 「片道乗車券 イ 普通乗車券 往復乗車券 イ 普通乗車券 イ 往復乗車券 連続乗車券 連続乗車券 通勤定期乗車券 普通回数乗車券 ハ 回数乗車券人 時差回数乗車券 ハ 回数乗車券 十 • 休日割引回数乗車券 二 団体乗車券 ニ 団体乗車券 ホ 貸切乗車券 ホ 貸切乗車券 (2) 略 (2)略 (中略) (中略) (回数乗車券の発売) (普通回数乗車券の発売) |第39条 旅客が、第40条または別の規定に定めるところによる割引条件||第39条 旅客が、区間および経路を同じくして乗車する場合は、11券片 に該当する場合で、区間および経路を同じくして乗車するときは、11 の普通回数乗車券を発売する。ただし、その乗車する区間について片 券片の回数乗車券を発売する。ただし、その乗車する区間について片 道乗車券が発売できるときに限る。 道乗車券が発売できるときに限る。 (時差回数乗車券の発売) 第39条の2 大人旅客が区間および経路を同じくして、平日の10時から 第39条の2 削 除 16時までの間、土曜日、日曜日、国民の祝日もしくは休日、12月30日 、12月31日、1月2日および1月3日に乗車する場合は、12券片の時 差回数乗車券を発売する。

第39条の3 削

(诵学用割引回数乗車券の発売)

- 第40条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行なう学 第40条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行なう学 校の学生、生徒が面接授業または試験のため、区間および経路を同じ くして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者 において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したとき は、その指定学校(通信による教育を行なう学校については面接授業 および試験会場を含む。) もより駅までの区間について、11券片の通 学用割引回数乗車券を発売する。
- (1) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設 置された大学の学生。
- (2) 通信教育を行なう高等学校の生徒。
- 2 前項の通学用割引回数乗車券を購入するときに提出する旅客運賃割 2 前項の通学用割引普通回数乗車券を購入するときに提出する旅客運 引証は、前項第1号に規定する大学の学生にあっては放送大学学生旅 客運賃割引証に、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を 記入するものとし、第2号に規定する生徒にあっては旅客鉄道会社の 定める通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、その在籍す る指定学校の代表者において第29条第1項第1号に規定する事項を記 入する。また、このほか旅客運賃割引証には、乗車券の種類・乗車区 間その他の必要事項を記入したものとする。ただし、面接授業または 試験期間の記入はしない。
 - 注 第29条は学生割引証に関する規定である。
- |3 放送大学の学生が、第1項により、通学用割引回数乗車券を購入す|3 放送大学の学生が、第1項により、通学用割引普通回数乗車券を購 るために提出する放送大学学生旅客運賃割引証の様式は次による。

(十・休日割引回数乗車券の発売)

第39条の3 大人旅客が区間および経路を同じくして土曜日、日曜日、 国民の祝日もしくは休日、12月30日、12月31日、1月2日および1月 3日に乗車する場合は、14券片の土・休日割引回数乗車券を発売する

(诵学用割引普诵同数乗車券の発売)

- 校の学生、生徒が面接授業または試験のため、区間および経路を同じ くして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者 において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したとき は、その指定学校(通信による教育を行なう学校については面接授業 および試験会場を含む。) もより駅までの区間について、通学用割引 普通回数乗車券を発売する。
- (1) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設 置された大学の学生。
- (2) 通信教育を行なう高等学校の生徒。
- 賃割引証は、前項第1号に規定する大学の学生にあっては放送大学学 生旅客運賃割引証に、その在籍する指定学校の代表者において必要事 項を記入するものとし、第2号に規定する生徒にあっては旅客鉄道会 社の定める通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、その在 籍する指定学校の代表者において第29条第1項第1号に規定する事項 を記入する。また、このほか旅客運賃割引証には、乗車券の種類・乗 車区間その他の必要事項を記入したものとする。ただし、面接授業ま たは試験期間の記入はしない。
- 注 第29条は学生割引証に関する規定である。
- 入するために提出する放送大学学生旅客運賃割引証の様式は次による

表

			契印
	学学生的	於客運賃	害」可言
*	号		
利用運輸機関	名		
乗車区	間	駅から 駅まで	経由
乗車券の種	類回数	券	
部科及び学	年 教養	学部第 学	年 (年次)
学生証書	号		
使用者の氏 及 び 年	名令		(歳)
割引	率 2割		
有 効 期	間 学割	証発行日から 1	ケ月
平成	_年	月日	発行
学校所在地 _			_
学校名_			- 5555
学校代表者 氏 名_			代表
(発行駅)	(乘車券番号)	(発行年月日)(備考
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運貨)

9.1 cm

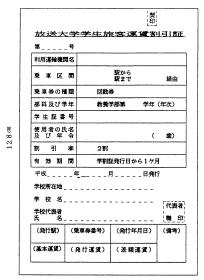
|備考 1 この旅客運賃割引証は、放送大学の学生に対して発行する通学用割引回 |備考 1 この旅客運賃割引証は、放送大学の学生に対して発行する通学用割引普 数乗車券用のものとする。

改正

通信教育を行なう高等学校の生徒については、旅客鉄道会社で定める通 信教育学校用のものを使用する。

- 2 乗車区間および乗車券の種類は、使用者が記入する。
- 3 太わく内は係員が記入する。
- 4 上記以外の必要事項は発行者が記入する。

表



9.1 cm

通回数乗車券用のものとする。

通信教育を行なう高等学校の生徒については、旅客鉄道会社で定める通 信教育学校用のものを使用する。

- 2 乗車区間および乗車券の種類は、使用者が記入する。
- 3 太わく内は係員が記入する。
- 4 上記以外の必要事項は発行者が記入する。

7/	***************************************	
改正	現。行	
(この学利証の使用上の注意) (1) 通学用部引(皆遠)回数聚草券を1人1回に限って軽人できます。 (2) 発行者において記入し、評印していないものは、使用できません。また、記入したる事項を打正したときは、その関系を発行者の機即がないものは、使用できません。 (3) この即引証は、記名人内所って使用できます。但し、記名人であっても失力を含す。他の記念人の事でもません。 (4) この即引証によって購入した通学用制引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。 (5) この割列証によって購入した通学用制引(普通)回数乗車券は、学生証を検索しないときは使用できません。また、学生証は検索の需求があるときは、显示してください。	(この学科証の使用上の注意) (1) 通学用別引(看通)回数乗車券を1人1回に限って様人できます。 (2) 発行者とおいて記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を打正したとせば、その関係に終行者の確印がないものは、使用できません。 (3) この割引証によって構入した通学用別引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。 (4) この割引証の記名人以外の者は使用できません。 (5) この割引証の記名人以外の者は使用できません。 た。	
(中略) (旅客運賃・料金の種類) 第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 旅客運賃 イ 普通旅客運賃 往復普通旅客運賃 連続普通旅客運賃	(中略) (旅客運賃・料金の種類) 第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。 (1)旅客運賃	
口 定期旅客運賃 通勤定期旅客運賃 通学定期旅客運賃	ロ 定期旅客運賃 通学定期旅客運賃	
ハ 回数旅客運賃	ハ 回数旅客運賃	

改正 現行 二 団体旅客運賃

ホ 貸切旅客運賃

(2) 略

(中略)

(同数旅客運賃)

- 第106条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。
- (1) 大人回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍し た額とする。
- (2) 小児回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍し た額とする。

(诵学用割引回数旅客運賃)

- |第 107 条 第 40 条の規定により通学用割引回数乗車券を発売する場合 は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 第40条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人回数旅客 運賃について 2 割引
- (2) 第40条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人回数旅客 5 割引 運賃について

(中略)

(券面表示事項が不明となった乗車券類)

- |第149条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは使用す ることができない。
- | 2 前項の規定によって使用できない乗車券類を所持する旅客は、これ | 2 前項の規定によって使用できない乗車券類を所持する旅客は、これ 替を請求することができる。

二 団体旅客運賃 ホ 貸切旅客運賃

(2) 略

(中略)

(普通回数旅客運賃、時差回数旅客運賃および十・休日割引回数旅客運賃) 第106条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人普通回数旅客運賃、時差回数旅客運賃および土・休日割引回 数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とす る。
- (2) 小児普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10 倍した額とする。

(通学用割引普通回数旅客運賃)

- 第107条 第40条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場 合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行 う。
- (1) 第40条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数 旅客運賃について 2 割引
- (2) 第40条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数 旅客運賃について 5 割引

(中略)

(券面表示事項が不明となった乗車券類)

- |第149条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは使用す ることができない。
- を駅(定期乗車券・回数乗車券については<mark>取扱駅</mark>)にさし出して、書 を駅(定期乗車券・回数乗車券については、発行駅および乗車券自動 印刷発売機により発行した回数乗車券は適宜の駅)にさし出して、書 替を請求することができる。
- |3 前項の規定によって、旅客から書替の請求があった場合は、旅客に |3 前項の規定によって、旅客から書替の請求があった場合は、旅客に 悪意がないと認められ、かつ、旅客の申出その他の方法により、その │ 悪意がないと認められ、かつ、旅客の申出その他の方法により、その

改正	現行	
不明事項が判別できるときに限って、その乗車券類と引換に再交付の	不明事項が判別できるときに限って、その乗車券類と引換に再交付の	
取扱いをする。	取扱いをする。 (中間)	
(中略)	(中略)	
(有効期間) 第154条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。 (1)普通乗車券 イ 片道乗車券 1日。 ロ 往復乗車券 2日。 ハ 連続乗車券 各旅客運賃打切り区間に対する片道乗車券の有効期間に相当する期間を合計したものとする。 (2)定期乗車券 1箇月・3箇月または6箇月 (3)回数乗車券 3箇月。ただし、通信教育を行う高等学校の生徒に対して発売する通学用割引回数乗車券にあっては6箇月とする。 (4)団体乗車券 そのつど定める。 (5)貸切乗車券 そのつど定める。 2 略 3 略	(有効期間) 第154条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。 (1)普通乗車券 イ 片道乗車券 1日。 ロ 往復乗車券 2日。 ハ 連続乗車券 各旅客運賃打切り区間に対する片道乗車券の有効 期間に相当する期間を合計したものとする。 (2)定期乗車券 1箇月・3箇月または6箇月 (3)回数乗車券 3箇月。ただし、通学用割引普通回数乗車券にあっては、通信教育を行う高等学校の生徒に対して発売するものは6箇月とする。 (4)団体乗車券 そのつど定める。 (5)貸切乗車券 そのつど定める。 2 略 3 略	
(中略)	(中略)	
第163条 削 除	(普通回数乗車券の同時使用) 第163条 大人用普通回数乗車券を、小児が同時に使用する場合は、第1 47条の規定にかかわらず1券片をもって小児2人が乗車することがで きる。 注 第147条は、乗車券類の使用条件に関する規定である。	
(割引回数乗車券の効力) 第163条の2 旅客運賃割引証によって購入した割引回数乗車券は、使 用資格者が使用する場合に限って有効とする。	(割引普通回数乗車券の効力) 第163条の2 旅客運賃割引証によって購入した割引普通回数乗車券は 、使用資格者が使用する場合に限って有効とする。	
(中略)	(中略)	
(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)	(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)	

- 第167条 定期乗車券以外の乗車券は、次のいずれかに該当する場合は 、その全券片を無効として回収する。
- (1) 旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を割引証の記名人 以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき
- (3) 第25条第1項の規定によって無効となる旅客運賃割引証で購入し た乗車券を使用したとき
- (4) 資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車 券を使用したとき
- (5) 乗車券の券面表示事項(途中下車印等を含む。)をぬり消しまた は改変して使用したとき
- (6) 区間が連続してない2枚以上の普通乗車券もしくは回数乗車券、 または普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示さ れた区間と区間との間を乗車したとき
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき
- (8) 有効期間が経過した乗車券を使用したとき。ただし、第155条に 規定する場合を除く
- (9) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携 帯していないとき
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間 | を乗車したとき
- (11) 大人が、小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第152条に規 定する場合を除く
- (12) 乗車する列車を指定した乗車券で、指定以外の列車に乗車したと き
- (13)乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したと
- (14) その他、乗車券を不正乗車の手段として使用したとき

2 略

(中略)

- 第167条 定期乗車券以外の乗車券は、次のいずれかに該当する場合は 、その全券片を無効として回収する。
- (1) 旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を割引証の記名人 以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき
- (3) 第25条第1項の規定によって無効となる旅客運賃割引証で購入し た乗車券を使用したとき
- (4) 資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車 券を使用したとき
- (5)乗車券の券面表示事項(途中下車印等を含む。)をぬり消しまた は改変して使用したとき
- (6) 区間が連続してない2枚以上の普通乗車券もしくは回数乗車券、 または普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示さ れた区間と区間との間を乗車したとき
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき
- (8) 有効期間が経過した乗車券を使用したとき。ただし、第155条に 規定する場合を除く
- (9) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携 帯していないとき
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間 を乗車したとき
- (11) 大人が、小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第152条に規 定する場合を除く
- (12) 乗車する列車を指定した乗車券で、指定以外の列車に乗車したと
- (13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したと き
- (14) 時差回数乗車券および土・休日割引回数乗車券を第39条の2およ び第39条の3に規定する日、曜日、時間帯以外に使用したとき
- (15) その他、乗車券を不正乗車の手段として使用したとき

2 略

(中略)

(常備回数乗車券の様式)

(常備回数乗車券の様式)

改正	現行
第203条 常備回数乗車券の様式は、次のとおりとする。 (1)一般用(大人・小児用)	第203条 常備回数乗車券の様式は、次のとおりとする。 (1)一般用(大人・小児用) イ 普通回数乗車券 ロ 時差回数乗車券
(2)マルチ印刷発行機用 (大人・小児用)	ハ 土・休日割引回数乗車券(2)乗車券自動印刷発売機およびマルチ印刷発行機用 (大人・小児用)イ 普通回数乗車券ロ 時差回数乗車券ハ 土・休日割引回数乗車券
(準常備回数乗車券の様式) 第203条の2 準常備回数乗車券の様式は、次のとおりとする。 一般用 (大人・小児用)	(準常備回数乗車券の様式) 第203条の2 準常備回数乗車券の様式は、次のとおりとする。 (1) 一般用(大人・小児用) イ 普通回数乗車券 ロ 時差回数乗車券 ハ 土・休日割引回数乗車券
(補充回数乗車券の様式) 第204条 補充回数乗車券の様式は、次のとおりとする。 一般用(大人・小児用)	(補充回数乗車券の様式) 第204条 補充回数乗車券の様式は、次のとおりとする。 (1)一般用(大人・小児用) イ 普通回数乗車券 ロ 時差回数乗車券 ハ 土・休日割引回数乗車券
(以下略)	(以下略)

附則

この通達は、2021年10月1日から施行する。